

佐賀県告示第五十号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条の規定により、伊万里港臨港地区内の分区を次のとおり指定する。

なお、伊万里港臨港地区内の分区の指定（平成十八年佐賀県告示第三百十三号）は、廃止する。

平成二十四年三月二日

佐賀県知事 古川 康

伊万里港臨港地区内分区指定

分区	区 域	面積
商港区	伊万里市山代町立岩字新搦、山代町久原字小波瀬、字波佐間、字下場、字原及び字矢房、二里町八谷搦字有田三本松、瀬戸町字畳瀬及び字釘島並びに黒川町塩屋字七ツ島の各一部	約二九・八ヘクタール
特殊物資港区	伊万里市山代町久原字下場の一部	約三・二ヘクタール
工業港区	伊万里市山代町久原字小波瀬、字大波瀬、字波佐間及び字下場、山代町楠久字楠久津、字楠久及び字鳴石搦三並びに黒川町塩屋字七ツ島の各一部	約二二四・〇ヘクタール
修景厚生港区	伊万里市山代町久原字小島及び字原並びに山代町楠久字楠久津の各一部	約三・七ヘクタール

関係図書は、佐賀県県土づくり本部交通政策部港湾課及び伊万里土木事務所において縦覧に供する。